

第2章 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

近年、我が国を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化の進展並びに国際化・情報化・グローバル化の進展等により、私たちの生活や家族の形態、地域社会のあり方などさまざまな影響を与えています。

このような社会経済情勢の下、女性も男性も性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、生き生きと生活することができる『男女共同参画社会の実現』は、21世紀の我が国の最重要課題となっています。

(2) 計画の性格と位置付け

- ① 基本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づき、棚倉町における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定します。
- ② 基本計画は、国の「男女共同参画基本計画」及び福島県の「男女共同参画計画（福島県男女共同参画推進プラン）」を勘案して策定します。
- ③ 基本計画は、「第5次棚倉町振興計画」や町における他の計画との整合性を図った計画であるとともに、町民の意見を尊重して策定します。

(3) 計画の期間

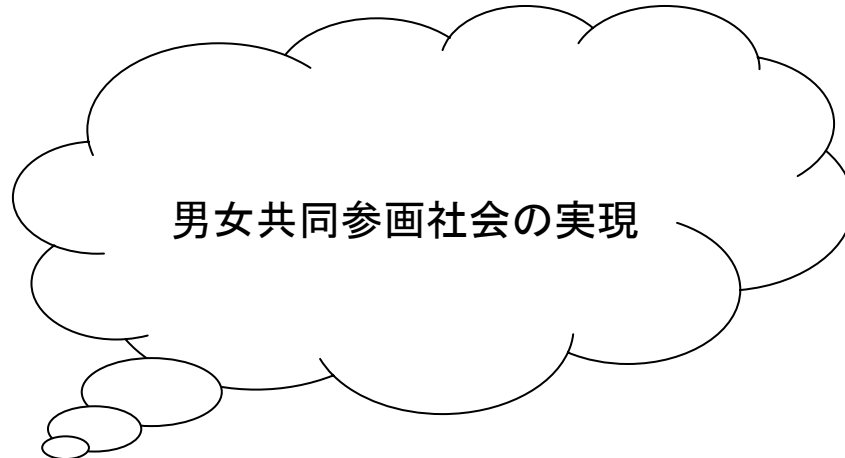
本計画の期間は、平成19年度から平成26年度までとします。

(4) 計画の基本理念

男女共同参画社会の実現に向けて、国の『男女共同参画社会基本法』には、以下の基本理念が規定されています。

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度等についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 国際的協調

棚倉町男女共同参画基本計画を策定していくうえにおいても、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、男女共同参画社会の形成について基本理念を掲げ、その方向性を示し、本町における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として策定します。



<基本理念の案>

1 “すべての人が、その人権を尊重され、性別による差別的取り扱いを受けず、個人として能力を發揮できる社会”

- ・ 町民は、基本的な人権を守り、すべての人に対して性別による差別はもとより、いかなる差別も受けない社会にしていきます。
- ・ 女性も男性も、性別にとらわれずに「個性」が尊重され、個人として能力を發揮する機会

が確保される社会を目指します。

- ・ 人生の可能性と選択肢を豊かに広げる「男女共同参画」社会を目指します。

2 “固定的な制度や慣行が性別役割を反映することなく、男女とも主体性を持って自由に社会活動を選択できる社会”

- ・ 男女共同参画社会の形成にあたっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映していることから、男女の社会における活動の選択に対して、対等に参画する機会を阻害する要因となるおそれがあるため、選択に対して及ぼす影響をできる限り見直すことが必要です。
- ・ 一人の人間として性別にとらわれずに、主体性を持って豊かで自由な人生を歩むことができる社会にしていきます。

3 “男女ともあらゆる領域の活動における方針や政策決定の場へ共同して参画する社会”

- ・ 男女平等を実質的に実現するためには、公的分野、私的分野を問わず、あらゆる分野の意思決定の場に女性が参加することが重要であるため、参画する機会を確保します。
- ・ 女性の政策・方針決定過程への参画をより積極的に推進していきます。
- ・ 社会のあらゆる分野に多様な人が参画することによって、新しい価値が創造され、男女ともより質の高い豊かな生活を享受できる社会を目指します。

4 “男女とも相互の協力と社会の支援のもと、家族的責任を果たし、家庭生活を職業や地域活動などと両立させた社会”

- ・ 男女とも働きながら家庭生活を享受し、地域社会に参画する社会を目指します。
- ・ 家庭は、家族の構成員一人ひとりが人間らしく生きる場であり、男女ともに共同して子供

の養育、家族の介護、家事等について家族の構成員としての役割を果たします。

- ・ 男女の協力と社会の支援のもとに、豊かな家庭生活を享受しつつ、家庭生活と家庭以外の分野における活動を両立させた社会を目指します。

5 “国際的協調を促進する社会”

- ・ 国際化・情報化の進展により、地域において世界の人々との結びつきを強め、国際協調を促進し、国際的な取り組みに参加していきます。